決 裁 資 料 (案) について

公 安 委 員 会 鹿児島県道路交通法施行細則の一部改正 令和6年10月10日

交通企画課

1 改正理由

自転車運転中における携帯電話使用等の禁止は、道路交通法(昭和35年法 律第105号。以下「法」という。) 第71条第6号の委任を受け、鹿児島県道路 交通法施行細則(昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号。以下「細則」と いう。)において規定されていたが、道路交通法の一部を改正する法律(令和 6年法律第34号)の施行により、法第71条5号の5に設けられた

携帯電話使用等の禁止の対象に自転車が追加 され、法上で禁止されることに伴い、同一内容の細則の規定を廃止するもの。

2 改正概要

自転車運転中における携帯電話使用等の禁止について定めた 細則 第12条第8号 の規定を削除するもの。

3 施行日

令和6年11月1日(改正法の施行日)